綾瀬市危機管理対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における危機管理体制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危機管理」とは、市民の生命及び財産に甚大な影響を与え、又は与えることが予測される事案(他に対策についての定めがあるものは除く。以下「危機事案」という。)について、情報収集、事前対策及び応急対策を実施することにより、市民の不安を排除し、その発生を防除し、及び被害の軽減を図ることをいう。

(危機管理調整会議)

- 第3条 市長は、危機管理上必要と認めるときは、危機管理調整会議(以下「調整会議」という。)の招集を指示する。
- 2 調整会議は、危機管理対策主管課長が招集し、その座長となる。
- 3 調整会議は、危機事案に関する課等の長で組織する。
- 4 調整会議は、危機事案に関する情報を共有し、その対策の検討を行い、その結果を市長に報告する。

(綾瀬市危機管理対策本部)

- 第4条 市長は、危機事案について対策が必要と認めるときは、綾瀬市危機管理対策 本部(以下「対策本部」という。)を設置する。
- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、市長室長、経営企画部長、総務部長、福祉部長、市民環境部長、健康 こども部長、産業振興部長、都市部長、土木部長、消防長、議会事務局長及び教育 部長をもって充てる。

(本部長等の職務)

- 第5条 本部長は、本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代理する。
- 3 本部員は、危機事案についての対策に努め、必要に応じ部下職員を指揮監督する。 (対策本部会議)
- 第6条 本部長は、危機事案について必要と認めるときは、本部会議を招集しその議 長となる。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、具体的対策について検討する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、その 説明又は意見を求めることができる。

(対策本部会議の所掌事務)

- 第7条 本部会議は、次の事項を所掌するものとする。
 - (1)情報収集及び事前対策の実施
 - (2) 応急対策の実施
 - (3) 関係機関との情報交換、連携
- (4)報道機関への対応

(庶務)

第8条 調整会議及び対策本部の庶務は、危機管理対策主管課において処理する。 (緊急連絡網)

第9条 本部員は、勤務時間外、休日等において職員の招集及び情報の伝達を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網を作成しておくものとする。

(解散)

- 第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、対策本部及び調整会議 を解散する。
 - (1) 危機事案について、その対策が終了したとき又はその発生のおそれがなくなったとき。
 - (2) 災害対策本部の設置など、対策本部に代わる措置がなされたとき。 (季任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、危機管理体制に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
 - (綾瀬市病原性大腸菌 (O-157) 対策本部要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 綾瀬市病原性大腸菌(O-157)対策本部要綱(平成9年4月11日施行)
 - (2) 綾瀬市危機管理対策本部設置要綱(平成13年10月17日施行)
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。